

令和7年度第2回広島市男女共同参画審議会会議録

1 開催日時

令和7年9月5日（金）13時30分から15時30分

2 開催場所

広島市役所本庁舎14階第3会議室（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

3 出席者

- (1) 委員（入江委員以降50音順）（15名中12名出席）
木谷会長、寺本副会長、入江委員、澤津委員、嶋治委員、高田委員、龍永委員、林委員、
宮本委員、森委員、山手委員、若川委員
- (2) 事務局（広島市）
人権啓発部長、男女共同参画課長、男女共同参画課課長補佐

4 公開・非公開の別

公開

5 傍聴者

なし

6 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 会長、副会長選出
- (4) 会長、副会長挨拶
- (5) 議事
第4次広島市男女共同参画基本計画（素案）について
- (6) 閉会

7 資料

- (1) 第4次広島市男女共同参画基本計画の体系
- (2) 第4次広島市男女共同参画基本計画の施策体系（案）
- (3) 第3次広島市男女共同参画基本計画の施策体系と第4次広島市男女共同参画基本計画の施策
体系（案）の比較
- (4) 第4次広島市男女共同参画基本計画に掲げる指標（案）
- (5) 第4次広島市男女共同参画基本計画（素案）

8 会議内容

- (1) 開会
- (2) 委員紹介
- (3) 会長、副会長選出
- (4) 会長、副会長挨拶
- (5) 議事
- (6) 閉会

9 発言の要旨

【木谷会長】

それでは、議事「第4次広島市男女共同参画基本計画（素案）について」、資料1、資料2-1及び資料2-2の説明を事務局からお願いします。

【男女共同参画課長】

（資料1、資料2-1及び資料2-2を説明）

【木谷会長】

ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【若川委員】

資料2-1及び2-2にある「基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成」について、現行の第3次広島市男女共同参画基本計画の具体的施策には「(2)若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進」及び「(3)情報教育の推進」がありますが、第4次広島市男女共同参画基本計画では、これらが削除されています。削除した理由を教えてください。

【男女共同参画課長】

第4次広島市男女共同参画基本計画では、こどもの頃からの教育の具体的施策について、「関係機関を含む学校教育等」と「家庭」の大きく二つに分けて設定しました。

そのため、第3次広島市男女共同参画基本計画の具体的施策にある「(2)若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進」及び「(3)情報教育の推進」については、第4次広島市男女共同参画基本計画の「(1)就学前・学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進」に含めており、削除したわけではありません。

【寺本副会長】

第4次広島市男女共同参画基本計画では、防災、性犯罪、性暴力及び性教育について重点的に取り組むという認識で正しいでしょうか。もしほかにもあれば、教えてください。

【男女共同参画課長】

資料1の第4次広島市男女共同参画基本計画（案）で拡充と記載しているもの（基本方針1「(3)防災・復興における女性の参画の拡大」、基本方針3「(1)生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」、基本方針4「(1)性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応」「(2)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実【DV防止法】」）について重点的に取り組んでいきたいと考えております。

【木谷会長】

男女共同参画社会の実現に向けて中長期的に取り組を続けており、第3次広島市男女共同参画基本計画の計画期間において取り組んできたことをさらに良くするため、基本的には、第3次広島市男女共同参画基本計画を踏襲しています。ただし、第3次広島市男女共同参画基本計画と全く同じというわけではなく、重点的に取り組んでいきたいものを四点挙げているほか、一部を集約するなど体系化しています。

【林委員】

資料1に、第4次広島市男女共同参画基本計画において拡充するものを四点挙げられています。これらを拡充する理由を教えてください。

【男女共同参画課長】

基本方針1(3)を拡充とした理由は、昨今、自然災害の激甚化・頻発化が課題となっている中、防災対策や避難所運営等において、女性の視点に立った防災・復興の取組を促進する必要があるためです。

続いて、基本方針3(1)を拡充とした理由は、令和6年4月に困難女性支援法が施行されたことを受けて、今後適切な対応を行うためです。

また、基本方針4(1)及び(2)については、DVの相談件数は増加している一方で、アンケート調査結果から、約半数の人がDVの相談窓口を知らないという実態が明らかになりました。こうした結果を踏まえ、DVに関する啓発や相談窓口の周知に注力する必要があると考え、拡充としました。

【寺本副会長】

5年前の第3次広島市男女共同参画基本計画を策定時から、様々な法改正が行われており、法改正に合わせて計画の内容も変えなければなりません。法改正が行われたことを知らない人が多いため、法律に関する啓発も計画の中に盛り込み、今後周知を図っていく必要があると思います。

【木谷会長】

続きまして、資料3の説明を事務局からお願いします。

【男女共同参画課長】

(資料3を説明)

【木谷会長】

ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

【龍永委員】

資料3の2ページに「保育園等入園待機児童の解消を図る」という指標が参考値に移動するとありますが、参考値に移動することにより「保育サービス等の充実」は具体的施策から外れるのでしょうか。

【男女共同参画課長】

指標は参考値に移動しますが、引き続き基本方針2の「基本施策6 子育てや介護等の支援の充実」において、具体的施策の一つとして「保育サービス等の充実」を掲載します。

【龍永委員】

保育園の入園待機児童等は減少しましたが、医療的ケア児の受入等は、現在伸び悩んでいるため、基本計画の施策の指標の中に、保育等に関する指標があることが大事ではないかと思います。

【嶋治委員】

資料3、基本方針2の施策の指標の一つである「男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす」という指標を削除すると説明がありましたが、いまだに生物学的な男性と女性において家事に関わる時間に格差があることが課題だと考えています。「基本方針5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成」にも関わることですが、この格差を解消するために何らかの取組を続ける必要があると思うので、指標を削除した理由を教えてください。

【男女共同参画課長】

人によって家事等の所要時間は変わるため、単純に時間で比較することは適切ではないと考え、指標を削除することにしました。しかし、指標を削除したとしても、今後も引き続き、男性に対して積極的に家事をするよう意識啓発を行う必要があると考えています。

【入江委員】

子育て中の家庭において、夫の帰宅時間が遅いことが問題となっているため、企業が働き方改革を積極的に推進することが必要だと思います。

日本は、他国と比べて男性の育児に関わる時間が非常に少ないと言われていますが、その背景には、男性の労働時間が長く、育児に割く時間がないという状況があります。そこで、労働時間の削減に取り組む企業に対する支援が基本計画の具体的施策に盛り込まれているのかどうか教えてください。

また、育児支援が充実してきているにもかかわらず、経済的な理由などにより、母親が利用を躊躇う場合があります。そのような母親に対する支援が第4次広島市男女共同参画基本計画に反映されているのかどうか教えてください。

【男女共同参画課長】

長時間労働の抑制に取り組む企業への支援については、「働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす」という施策の指標を掲げて取り組んでおり、具体的な取組は、広島市男女共同参画推進事業者表彰の実施や労働時間削減に取り組む企業の取組等の情報発信などがあります。

また、育児支援に関する取組については、保育料の減免などを掲載しています。

【寺本副会長】

働き方改革は、大企業を中心に進んでいます。しかし、給与の伸び悩みや物価の高騰により、副業が推進されるようになったため、本業で早く帰り、その後副業するという状況があります。この状況が良いのか悪いのか、個人的には分かりません。

また、ショートステイや一時預かりの自己負担額は、前年度の収入で算出されるため、収入が全くない育児休業中に自己負担が発生します。前年度収入を貯めておけば支払うことができますが、若い世代は収入を全て生活費に充てており、貯金する余裕がないため、自己負担額を支払うことができず、その結果、制度を利用できないという意見も聞きます。制度があったとしても利用されなければ意味がないと思います。

【木谷会長】

第4次広島市男女共同参画基本計画では、これまで継続して取り組んできた男性の働き方の改善について、今後は量的視点から質的視点にブラッシュアップするということです。

【林委員】

資料3の「民間企業における男性の育児休業取得率を上げる」という指標について、第4次広島市男女共同参画基本計画の目標数値は「国計画で定める目標値」としていますが、国の「こども未来戦略」で、2030年（令和12年度）に男性の育児休業取得率を85%にするという目標が立てられていますので、第4次広島市男女共同参画基本計画の目標数値も国の「こども未来戦略」と合わせたら良いのではないかと思います。

また「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業を増やす」という指標を、第4次広島市男女共同参画基本計画では「市内の『えるぼし』認定企業数を増やす」という指標に変更することは良いと思います。現状で、広島県内の企業における「えるぼし」認定企業数はわずか31社、そのうち21社が広島市内の企業です。この数値は、全国的に見ても非常に低いです。広島市において、こうした取組を進めることにより、女性活躍の推進に関する企業の機運が高まり、結果として、広島県が女性活躍や子育て支援に取り組んでいる県であるとアピールできれば良いのではないかと思います。また、「えるぼし」認定の要件の中に長時間労働の是正に関する取組も含まれていますので、認定企業を増やすことにより、長時間労働の是正にも繋がると思います。

ちなみに、「くるみん」の広島県内における認定企業数は96社で、「えるぼし」認定企業数より多いですが、決して他県と比べて広島県の数値が高いわけではありません。

当局としても「えるぼし」や「くるみん」の認定企業を増やしたいと思っていますので、是非、一緒に協力できればと思います。

【男女共同参画課長】

「えるぼし」認定制度及び「くるみん」認定制度について知らない企業がまだ多くあり、周知が足りていないと感じています。そのため、企業に対して、「えるぼし」とは何か、「えるぼし」認定を取得するために何をしなければならないのかということを周知すべきと考えています。

【山手委員】

「えるぼし」や「くるみん」の認定を取得している企業は、採用のときに人材を確保しやすいというメリットがあるため、これらの認定企業を増やすという指標は良いと思います。

また、資料3の「男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす」という指標に関して、現在、男性の育児休業取得者は増えていますが、育児休業を取得したものの、男性が積極的に育児に関わっていない状況があると聞きます。そのため、先程、この指標を削除すると説明がありましたが、これを削除するのであれば、代わりの指標があった方が良いのではないかと思います。

【木谷会長】

御意見とさせていただきます。

私から一点意見を申し上げます。資料3の「DVの相談件数を増やす」という指標について、先程、男女共同参画課長から、相談先がない人が多いことは問題であるため、この指標を新たに設定すると説明がありました。問題を可視化するために、相談件数を指標として設定するという考え方は理解しますが、DV被害者が多いことは良いことではないので、「DVの相談件数を増やす」という表現はあまり適切ではないのではないかと感じました。

【寺本副会長】

「DVの相談件数を増やす」という指標の目標数値を1,500件と設定されていますが、これは延べ件数ですか。

【男女共同参画課長】

はい。

【寺本副会長】

DV被害を解決したいと強く考える人は、法テラスや弁護士に依頼します。対して、市の配偶者暴力相談支援センターに電話する人は、DV被害を受けている認識はあるが、次の行動に踏み出せない人、DV被害を受けているのではないかと悩んでいる人、又は何らかの精神疾患があり誰かに話を聞いてほしい人などが多くいます。そのため、同一人物が複数回電話相談を行うことも多いと思います。延べ件数とすると、同一人物が複数回電話相談を行った場合でも、全て1件として数えるため、延べ件数ではなく、ケースごとに数えた方が良いと思います。しかし、その場合は集計を取ることが非常に難しいと思いますし、相談を聞いただけでDV被害者への対応が出来ているとは言い切れないため、例えば「DVセンターにおける出張相談の件数を増やす」という指標に関連して、配偶者暴力相談支援センターに相談があったケースのうち、他機関と上手く連携ができた件数を目標数値とするのはいかがでしょうか。明確な解決策は申し上げられませんが、少し方法を変えても良いのではないかと思います。

【男女共同参画課長】

延べ件数とした理由は、困ったときに配偶者暴力相談支援センターに電話しようと思っていただくことも重要と考えたためです。実人数を把握することも可能だと思いますので、今回頂いた御意見を踏まえ、指標の目標数値をどのようにすべきか、再度検討させていただければと思います。

【寺本副会長】

配偶者暴力相談支援センターは、直接支援する、あるいは問題を解決するというより、情報提供という役割が大きいと思います。

例えば、生成AIやアプリなどを活用し、必要に応じて法テラスのDV相談といった相談先を案内するなど、生成AIやアプリなどが次にすべきことや選択肢を示すのはいかがでしょうか。電話相談とは違い、手元に情報が残るため、口頭で聞くより相談者にとって有効なツールになると同時に、相談員の負担も軽減すると思います。

【木谷会長】

この件については、引き続き検討することにししましょう。

続いて、資料4の第1章及び第2章の基本方針1の説明を事務局からお願いします。

【男女共同参画課長】

(資料4の第1章及び第2章基本方針1を説明)

【木谷会長】

ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から御意見、御質問等がありますか。
御意見等がありませんので、引き続き、資料4の第2章基本方針2について事務局から説明をお願いします。

【男女共同参画課長】

(資料4の第2章基本方針2を説明)

【木谷会長】

ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたらお願いします。

【高田委員】

私は、親が離婚したひとり親家庭のこどもたち8,000人を対象に、モニター調査及びヒアリング調査を実施しました。その調査で、子育てに関わってこなかった父親に関しての問題が挙がっており、同居時に父親がどれだけ子育てに関わったのかということが極めて重要であることが分かりました。

市は、国の機関とは異なり、啓発をはじめとする様々な支援を市民一人一人のレベルで行うことができるため、市民に対して、支援制度を活用するよう促すだけではなく、子育てに積極的に関わるよう意識付けの促進を図り、その取組の進捗状況を明らかにするための指標を入れる必要があるのではないかと思います。

昨年度、民法が改正され、共同親権の選択が可能となりました。国は「婚姻の有無に関わらず、父親が子育てに積極的に関わるべき。」という考え方を理念としていますが、実際、同居時に子育てに関わっていないにもかかわらず、離婚後、子育てに関わることは困難です。そうならないよう、同居時から子育てに関わる必要があります。

また、主な取組の中に「男性向け家庭生活・地域活動への参画啓発用リーフレットの作成」とありますが、啓発用リーフレットを手取る人の大半が元々関心のある人なので、啓発用リーフレットを配布するだけでは効果が低いと思います。加えて、母親の中には「家事や育児は全て女性が行うものである」と思い込んでいる人もいますので、子育ての早い段階で、母親を対象に、どのように父親を子育てに深く関わらせるかという内容の研修を実施するなど、より効果的な啓発活動の実施を検討していただきたいです。

【木谷会長】

基本方針5にも関連する非常に大事な御指摘をいただきました。
この件についても、御検討いただければと思います。

【嶋治委員】

資料4の26ページ「基本施策5 男性にとっての男女共同参画の推進」「(1) 男性への意識啓発等の推進」について意見を申し上げます。「男性が家事や育児について悩んだときに、どこに相談して良いか分からない。」という声を聞いたことがあります。男性が家事や育児を担う背景には、離婚のほか、パートナーが入院して自分が家事をやらなければならなくなったなど、状況は様々ですが、男性には、家事・育児等のやり方を誰に聞いたら良いのか分からない、あるいは聞くことが恥ずかしいという気持ちがあるようです。

こうした声に応えていくために、男女共同参画推進センターにおいて、何らかの取組を実施するよう検討していただければと思います。

【龍永委員】

資料4の27ページ「(1) 保育サービス等の充実」の主な取組に、放課後デイサービスなど障害児に対する支援が含まれていませんが、含めない理由を教えてください。

【男女共同参画課長】

当課において検討を行い、該当すると判断したものを主な取組として挙げています。

今、龍永委員から放課後デイサービスも該当するのではないかと御意見を頂きましたので、所管課に事業内容等を確認した上で、主な取組として掲載するかどうか検討させていただきます。

【木谷会長】

大変良い御指摘を頂きました。

現状の記載でも障害児に対する支援は対象に含まれていますが、主な取組の中に障害児への支援に関する取組を追加して、際立たせたら良いのではないかと御意見を頂きました。

【山手委員】

資料4の26ページ「(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進」の主な取組に「家族介護教室の開催」とあります。40～60代男性が、介護を理由に離職したものの、介護のやり方が分からず苦勞するという意見を聞きますので、是非、男性を対象とした介護教室を実施したら良いのではないかと思います。

また、地域包括支援センターを知らない男性も多いので、地域包括支援センターについてさらに周知する必要があると思います。

【木谷会長】

介護については、資料4の27ページ、基本施策6「(2) 介護サービス等の充実」にも関連することだと思います。男性も含めた介護離職について、もう少し基本計画に反映させても良いのではないかと御意見を頂きました。

それでは、続けて、資料4の第2章基本方針3の説明を事務局からお願いします。

【男女共同参画課長】

(資料4の第2章基本方針3を説明)

【木谷会長】

時間が押しておりますので、続けて資料4の第2章基本方針4及び基本方針5の説明を事務局からお願いします。

【男女共同参画課長】

(資料4の第2章基本方針4および基本方針5を説明)

【木谷会長】

5分ほど時間がありますので、具体的な御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

【寺本副会長】

資料4の37ページ、基本方針4の施策の指標の一つに「『デートDV』の言葉と内容を知っている若者の割合を増やす」とあります。

デートDVの周知啓発も重要だと思いますが、犯罪を減らすためには、人々が性的同意の意味を理解する必要があると思います。現在、性的同意について理解していないことが要因となる犯罪が発生し、警察への相談が相次いでいます。具体的には、自分が性的な行為について自己決定権を持っているという認識がないために断ることができず、後々問題となる犯罪が、若い世代を中心に非常に増えています。

デートDVも不同意性行為に含まれますが、今述べたように、まずは性的同意について人々に正しく理解してもらう必要がありますので、指標を「デートDV」から「性的同意」に変更する、又は「性的同意の言葉と内容を知っている若者の割合を増やす」という指標を加えるなど、何か検討した方が良いと思います。

【木谷会長】

非常に重要な御指摘を頂きました。

事務局の方で御検討いただければと思います。

【森委員】

昨今、こどもがスマホで課金や投げ銭を行い、大金を使っているという問題があります。そして、使用額が高額で、保護者が支払い続けることが難しくなった結果、こどもが性的な行為を行うようになるという状況があるそうです。このような状況を踏まえ、こどもに対して、デートDVも含めた性教育に関する啓発を行う必要があると感じました。

【木谷会長】

是非、御意見を反映していただければと思います。

【入江委員】

資料4の35ページの「産後ケア事業」について、宿泊型は産後6か月までの産婦を対象とするとありますが、産後1年未満の母親の死因の第1位は自殺という実態があるため、対象を産後1年の産婦まで広げていただきたいです。

そのほか、母親が入院し、父親が育児を行わなければならないときに、やり方が分からず困るという意見もあります。母親だけではなく父親も産後ケア事業の対象としている自治体もありますので、是非広島市にも、父親も対象に含めることについて検討していただければと思います。

また、資料4の53ページ「(3)性や健康に関する教育・啓発の推進」には、学生を対象とした性教育について記載されていますが、昨今、幼児に対する性虐待も増えています。男女共同参画という観点から少し外れるかもしれませんが、幼児期の性被害を予防するための取組についても御検討いただければと思います。

【木谷会長】

非常に重要な御指摘を頂きました。是非御検討いただければと思います。

時間の都合上、質疑応答はここまでにしたいと思います。もし、他にも御意見等がありましたら、来週までに事務局へお伝えください。

これをもちまして、令和7年度第2回広島市男女共同参画審議会を閉会します。